

岐阜県公報

第千八百七十九号
平成十九年九月十四日
(金曜日)

目次

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 六六九ページ

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 六七〇

有害図書類の指定

(同) 六七〇

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 六七一

教育委員会告示

職員の免職処分

(教育総務課) 六七一

選挙管理委員会告示

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 六七一

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六七二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 六七二

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県食品衛生法施行細則(昭和四十八年岐阜県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条中「条例第三条別表第二」を「条例別表第二」に改め、同条を第十条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

(作業場に動物を入れることができる場合)

第七条 条例別表第一の一の項第十号に規定する規則で定める場合は、飲食店営業施設又は喫茶店営業施設であつて、調理場と客席とが壁等(カウンターを除く。)により区分されている等衛生上支障がないと知事が認める構造及び施設を有する施設のうち、客席に限つて動物を入れる場合とする。

(検査の保存)

第八条 条例別表第一六の項第一号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 同一内容の弁当又は仕出しを一回に三十食以上調製する施設

二 同一内容の食品(弁当及び仕出しを除く。)を一回に五十食以上提供する施設

2 条例別表第一六の項第一号に規定する検査の保存期間は、七十二時間以上とする。

(飲用に供することが適当である水)
 第九条 条例別表第一七の項第一号及び第六号並びに条例別表第二一の項並びに別表一の項に規定する飲用に供することが適当である水は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道から直接給水される水
 - 二 飲料水供給施設(市町村が設置した計画給水人口が百人未満の水道であつて、水道事業に準じた毎月検査その他の維持管理が実施されているものに限る。)から直接給水される水
 - 三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物の給水設備から直接給水される水
 - 四 前三号に掲げるもののほか、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)に規定する基準のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度に係る基準を満たす水
- 別表中「第七条関係」を「第十条関係」に改め、同表一の項第三号を削る。
 附則
 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百五十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	著者	配給会社名
映画	痴女・高校教師	童貞責め	新日本映像
	ホヌチル2		ナスペラー
	レナイ・チャタレー		シヨウガード
	浪花ノーパン娘	我慢でけん	オーピー映画
	人妻女医と尼持の美女	性感狂い	新日本映像
	桃肌女将のなばり味		オーピー映画
	チ・ジニ×ムン・ソリ	女教授	ツイン
	キャナインビナイ		CKエンタテインメント
	FUCK		アミューズメント
	クイセツ和尚	女体筆いじり	オーピー映画
	いくつになってもやりたい男と女		新東宝映画
	新日本映像ニコース	童貞責め	新日本映像
	痴女・高校教師		
	新日本映像ニコース	性感狂い	新日本映像
	人妻女医と尼持の美女		

2 指定年月日

平成19年9月13日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百五十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	ザ・ベストマガジン	2007. 10月号	KKベストセラーズ
	マガジン・ウォー・ゼット	2007. 10月号	マガジン・ウォー
	チャンプロード	2007. 10月号	徳見倉出版社

2 指定年月日

平成19年9月13日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく犯罪若しくは自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

海津市南濃町安江字鎌知土三三二四の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第二号

職員の内職の処分に関し、岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和二十九年岐阜県人事委員会規則第四号）第四条第一項ただし書の規定による送達をすることができないので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月十四日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

氏 名 松永馨子

現 職 岐阜県教育委員会事務局事務職員
教育委員会事務局学校支援課主任

発令事項 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第三号の規定により免職する。

発令年月日 平成十九年九月六日

任命権者 岐阜県教育委員会

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正届があつたので、次のとおりその要旨を公表する。

平成十九年九月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

藤井孝男後援会連合会に係る収支報告書（平成十五年分）中

「	「	「	加茂郡田川町	」を
「	「	「	加茂郡田川町	」に
改める。	「	「	加茂郡田川町	」

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソムニード
- 三 代表者の氏名 和田 信明、中田 豊一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市花里町二丁目二十六番地二十五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、いわゆる発展途上国の農村等の貧困層の生活の自立のための自助努力を支援すること、及び、それらの活動を通して日本に住む我々の生活を見直すことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年八月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みつばちクラブ
- 三 代表者の氏名 折笠 紀子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市松が丘七丁目七〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、近隣住民に対して、子育てを始めとする地域社会の暮らしに関する事業を行い、男女共同参画社会形成の推進と子ども健全育成に寄与し、特に中高年者の積極的な社会参加・参画を促して老化を緩やかにし、皆で学びあい人生を豊かにする場を提供し誰もが住み良いまちづくりをすることを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年九月十四日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年九月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年八月三十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) ゲンキー土岐肥田店
土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外
- 四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年五月二十二日
五 店舗面積

二、五五二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一九台

七 荷さばき施設の面積

四八平方メートル

平成十九年九月十四日印刷
平成十九年九月十四日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))